



平成 16 年 12 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社オーエー・システム・プラザ
代 表 者 名 代表取締役 矢 野 辰 彦
(JASDAQ コード7491)
問 い 合 せ 先 管理本部 岩 井 篤 司
T E L (052) 332 - 5160

第三者割当による新株予約権の具体的発行内容確定に関するお知らせ

当社は、平成16年12月21日開催の取締役会において、同日付の当社第22回定時株主総会で承認されました商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく第1回新株予約権および第2回新株予約権の発行について、具体的発行内容を下記の通り決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権を発行する理由

第1回新株予約権発行につきましては、平成16年10月25日付にて発表させていただいております「株式会社オーエー・システム・プラザ 経営再建計画書 策定に関するお知らせ」の通り、当社と株式会社ピーシーデポコーポレーション(JASDAQ7618)との間の資本業務提携の一環として実施されるものです。

第2回新株予約権発行につきましては、当社の経営再建計画を更に強力に推進、実行ならしめるために、経営再建計画の策定、実行の中心的支援者に、今後の当社経営再建に対する意欲や貢献を更に高める事を企図して新株予約権を発行するものです。

2. 新株予約権の発行要領

第1回新株予約権および第2回新株予約権の発行要領は、それぞれ別紙1および別紙2に記載しております。なお、本新株予約権の発行については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

3. 本新株予約権発行の日程(予定)

平成16年12月24日	有価証券届出書提出
平成17年1月9日	有価証券届出書効力発生
平成17年1月12日	申込期日
	払込期日
	本新株予約権発行日

以 上

(別紙 1)

株式会社 オーエー・システム・プラザ

第 1 回新株予約権 発行要項

本要項は、株式会社オーエー・システム・プラザ(以下「会社」という)が平成 16 年 12 月 21 日開催の第 22 回定時株主総会の特別決議(「資本業務提携契約」に基づく新株予約権を発行する件)および同日開催の取締役会決議に基づき発行する第 1 回新株予約権(以下「本新株予約権」という)にこれを適用する。

1. (本新株予約権の内容)

本新株予約権の内容は下記のとおりとする。

記

- (1) 本新株予約権の名称 株式会社オーエー・システム・プラザ 第 1 回新株予約権
- (2) 発行する本新株予約権の総数 10,600 個
(本新株予約権 1 個につき普通株式 1,000 株。ただし、第 2 項に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
- (3) 本新株予約権の目的たる株式の種類および数 普通株式 10,600,000 株
(第 2 項に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
- (4) 本新株予約権の発行価額 1 個につき金 5,000 円(1 株につき金 5 円)
- (5) 本新株予約権行使時に払込をすべき金額(以下「払込価額」という)
1 個当たり金 140,000 円(1 株当たり金 140 円)
(第 3 項に定める払込価額の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
- (6) 本新株予約権の権利行使期間
平成 17 年 1 月 13 日から平成 32 年 1 月 12 日まで
ただし、行使期間の最終日が会社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする
- (7) 権利行使の条件
各新株予約権の一部行使は出来ないものとする。
- (8) 本新株予約権の消却事由および条件
会社は、いつでも本新株予約権を発行価額相当額で取得し、これを消却することができる。
- (9) 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
- (10) 本新株予約権の申込期日
平成 17 年 1 月 12 日

- (11) 本新株予約権の払込期日、払込を取扱う銀行およびその取扱場所
平成 17 年 1 月 12 日
りそな銀行 赤門通支店
名古屋市中区大須三丁目 30 番 17 号
- (12) 本新株予約権の発行日 平成 17 年 1 月 12 日
- (13) 新株予約権証券
新株予約権証券は、本新株予約権者の請求があるときに限り、会社はこれを発行する。
- (14) 発行価額中資本に組み入れない額
本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額に 0.5 を乗じた金額とする。ただし、計算の結果、1 円未満の端数が生じる場合には、その端数を切り捨てた額とする。
- (15) 割当を受ける者およびその者に割当てる新株予約権の数
株式会社ピーシーデポコーポレーション 10,600 個
- (16) 配当起算日
権利行使された株式は、権利行使日が属する事業年度開始日を配当起算日とする。
- (17) 株式交換および株式移転時の取扱
会社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、本新株予約権に係る義務を、当該株式交換または株式移転による完全親会社(以下「完全親会社」という)に当該株式交換の日または株式移転の日をもって承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
本新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式
本新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り捨てる。
権利行使に際して払い込むべき額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。
権利行使期間
株式交換または株式移転の効力発生日と第 1 項第(6)号の権利行使開始日のいずれか遅い日より、第 1 項第(6)号に定める期間の満了日までとする。
権利行使の条件、消却事由等
第 1 項第(7)号および第(8)号に定める内容に準じて決定する。
本新株予約権の譲渡
第 1 項第(9)号に準じる。
- (18) 会社分割の際の取扱
会社が会社分割するにあたっては、会社分割契約書または会社分割計画書において本新株予約権が存続する内容が定められた場合に限り、分割承継会社に本新株予約権が承継されるものとする。

2. (本新株予約権の目的たる株式数の調整)

- (1) 会社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない本新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる 1 株未満の株式数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(または併合)の比率}$$

- (2) 本新株予約権発行日以降に、会社が他社と合併、または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要かつ合理的な範囲で株式数を調整するものとする。
- (3) 発行株式数の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の株式数および適用の日、その他必要事項を通知しなければならない。

3. (払込価額の調整)

- (1) 本新株予約権発行日以降、時価を下回る価額で新株式を発行し、または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く)には、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において「既発行株式数」には、会社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{払込価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{払込価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \\ \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

- (2) 会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または併合)の比率}}$$

- (3) 本新株予約権発行日以降に、会社が他社と合併、または会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要かつ合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。
- (4) 払込価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の払込価額および適用の日、その他必要事項を通知しなければならない。

以上

(別紙 2)

株式会社 オーエー・システム・プラザ

第 2 回新株予約権 発行要項

本要項は、株式会社オーエー・システム・プラザ(以下「会社」という)が平成 16 年 12 月 21 日開催の第 22 回定時株主総会の特別決議(経営戦略上重要な取引先に対して当社の新株予約権を発行する件)および同日開催の取締役会決議に基づき発行する第 2 回新株予約権(以下「本新株予約権」という)にこれを適用する。

1. (本新株予約権の内容)

本新株予約権の内容は下記のとおりとする。

記

- (1) 本新株予約権の名称 株式会社オーエー・システム・プラザ 第 2 回新株予約権
- (2) 発行する本新株予約権の総数 220 個
(本新株予約権 1 個につき普通株式 1,000 株。ただし、第 2 項に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
- (3) 本新株予約権の目的たる株式の種類および数 普通株式 220,000 株
(第 2 項に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
- (4) 本新株予約権の発行価額 1 個につき金 5,000 円(1 株につき金 5 円)
- (5) 本新株予約権行使時に払込をすべき金額(以下「払込価額」という)
1 個当たり金 140,000 円(1 株当たり金 140 円)
(第 3 項に定める払込価額の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
- (6) 本新株予約権の権利行使期間
平成 17 年 1 月 13 日から平成 32 年 1 月 12 日まで
ただし、行使期間の最終日が会社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする
- (7) 権利行使の条件
各新株予約権の一部行使は出来ないものとする。
- (8) 本新株予約権の消却事由および条件
会社は、いつでも本新株予約権を発行価額相当額で取得し、これを消却することができる。
- (9) 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
- (10) 本新株予約権の申込期日
平成 17 年 1 月 12 日

- (11) 本新株予約権の払込期日、払込を取扱う銀行およびその取扱場所
平成 17 年 1 月 12 日
りそな銀行 赤門通支店
名古屋市中区大須三丁目 30 番 17 号
- (12) 本新株予約権の発行日 平成 17 年 1 月 12 日
- (13) 新株予約権証券
新株予約権証券は、本新株予約権者の請求があるときに限り、会社はこれを発行する。
- (14) 発行価額中資本に組み入れない額
本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額に 0.5 を乗じた金額とする。ただし、計算の結果、1 円未満の端数が生じる場合には、その端数を切り捨てた額とする。
- (15) 割当を受ける者およびその者に割当てる新株予約権の数
平山達大(ファースト・パートナーズ・グループ株式会社代表取締役) 220 個
(注) ファースト・パートナーズ・グループ株式会社(東京都港区)は、当社の経営再建計画策定・実行のアドバイザーであります。
- (16) 配当起算日
権利行使された株式は、権利行使日が属する事業年度開始日を配当起算日とする。
- (17) 株式交換および株式移転時の取扱
会社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、本新株予約権に係る義務を、当該株式交換または株式移転による完全親会社(以下「完全親会社」という)に当該株式交換の日または株式移転の日をもって承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
本新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式
本新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り捨てる。
権利行使に際して払い込むべき額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。
権利行使期間
株式交換または株式移転の効力発生日と第 1 項第(6)号の権利行使開始日のいずれか遅い日より、第 1 項第(6)号に定める期間の満了日までとする。
権利行使の条件、消却事由等
第 1 項第(7)号および第(8)号に定める内容に準じて決定する。
本新株予約権の譲渡
第 1 項第(9)号に準じる。
- (18) 会社分割の際の取扱
会社が会社分割するにあたっては、会社分割契約書または会社分割計画書において本新株予約権が存続する内容が定められた場合に限り、分割承継会社に本新株予約権が承継されるものとする。

2. (本新株予約権の目的たる株式数の調整)

- (1) 会社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない本新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる 1 株未満の株式数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(または併合)の比率}$$

- (2) 本新株予約権発行日以降に、会社が他社と合併、または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要かつ合理的な範囲で株式数を調整するものとする。
- (3) 発行株式数の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の株式数および適用の日、その他必要事項を通知しなければならない。

3. (払込価額の調整)

- (1) 本新株予約権発行日以降、時価を下回る価額で新株式を発行し、または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く)には、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において「既発行株式数」には、会社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{払込価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{払込価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \\ \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

- (2) 会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または併合)の比率}}$$

- (3) 本新株予約権発行日以降に、会社が他社と合併、または会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要かつ合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。
- (4) 払込価額の調整が行われる場合には、会社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の払込価額および適用の日、その他必要事項を通知しなければならない。

以上